

**(参考) 令和元年度財政的援助団体等の監査結果
に基づき取り組んだ状況(「講じた措置」) 個表
(評価の分類付き)**

【出資団体】

○地方独立行政法人三重県立総合医療センター	1
○公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター	2
○公益財団法人三重県救急医療情報センター	3
○伊勢鉄道株式会社	4
○公益財団法人三重県農林水産支援センター	5
○株式会社三重県松阪食肉公社	7
○一般社団法人三重県畜産協会	8

【公の施設管理団体】

○三重県森林組合連合会	9
○サンシャインパークGM	10
○公益社団法人地域医療振興協会	11
○有限会社熊野市観光公社	12

【補助金等交付団体】

○医療法人財団青木会	13
○社会福祉法人三重豊生会	14
○社会福祉法人三重県社会福祉協議会	15
○学校法人津田学園	16
○ヒノキブン株式会社	17
○三重県職業能力開発協会	18

令和2年9月

三重県監査委員事務局

※ 各個表の意見の後の○付きの数字は、「補助金等名」欄に記載した補助金等のうち、どの補助金等に関する意見かを示す。

※ 各個表の講じた措置の後に□で付した評価の区分は、次のとおりである。

区分	評価事項	評価の内容
A	概ね改善済み	概ね改善を終えたもの
B 1	改善が進んだ	取組の結果、改善が進んだと認められるもの
B 2	改善に向けて取り組んだ	改善に向けて取り組んでいるが、まだ改善が進んでいないと認められるもの、または、改善に向けて検討しているもの
C	検討を予定している	これから改善に向けて検討しようとしているもの
D	取り組んでいない	監査結果に対応していないもの

監査結果に基づき講じた措置〔出資関係〕

部局名	医療保健部	団体名	地方独立行政法人三重県立総合医療センター
補助金等名	①小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金、②感染症指定医療機関運営事業費補助金、③地域医療体制基盤整備事業補助金、④地方独立行政法人三重県立総合医療センター運営費負担金、⑤地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付金		
監査結果及び意見			
(1) 診療費自己負担金の未収金が近年大きく増加しており、平成30年度末現在329,152,076円となっているため、引き続き、未収金の回収及び発生防止に取り組まれない。			
所管部局に対する意見			
(2) 診療費自己負担金の未収金が近年大きく増加しているため、未収金の回収と発生防止に努めるよう指導されたい。			
(3) 事業内容等の軽微な変更の範囲について、交付要領で定めていなかったため、交付要領で明確に規定し、補助事業者に明示されたい。③			
講じた措置			
〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕			
(1) 医業収益の増加に伴い、平成30年度末現在の未収金は329,152,076円と大きく増加しましたが、このうち平成30年度に発生した未収金88,494,431円については、令和元年度末時点で76,603,888円回収しております。 残額についても、今後、引き続き文書催告や回収委託を行うほか、回収困難な未収金については裁判所への支払督促の申立ても行うことにより、収入未済額の減少に努めます。 また、患者情報の迅速な把握や院内での情報共有等により、未収金発生防止にも取り組んでいきます。B1			
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕			
(2) 当該未収金は、その多くが独法化以前から存在しており、不納欠損処理も可能なものですが、三重県立総合医療センターがその一部分でも納付されることを期待して未収金としておくことを希望しているものです。従いまして、即座の回収は望むべくもありませんが、発生防止については引き続き三重県立総合医療センターにて留意いただくよう指導するとともに、財務諸表での確認を行います。B1			
(3) 指摘を受け、交付要領に「軽微な変更」とは、既交付決定額の範囲内で、経費区分間の2割以内の増減であり、補助の趣旨や事業内容に変更が生じない場合とする。」と明確に決めました。 A			

部局名	医療保健部	団体名	公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター
補助金等名	生活衛生営業指導センター補助金		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項目	内 容		
賞与引当金	ア 賞与引当金を計上するにあたり、社会保険料の法人負担額を計上していなかった。		
経理事務	イ 備品購入の手続において、履行確認を記録していなかった。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項目	内 容		
賞与引当金	ア 賞与引当金の計上において、社会保険料の団体負担額を計上しました。 A		
経理事務	イ 備品購入の手続において、支出伝票とともに保管する納品書に履行確認したことを記録するようにしました。A		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体の事務処理に関し、改善を要する事項について適切に処理するよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるよう必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導、助言等を行います。A			

部局名	医療保健部	団体名	公益財団法人三重県救急医療情報センター
-----	-------	-----	---------------------

監査結果及び意見

(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

項目	内容
理事等の変更登記	ア 法律に定める期間内に理事等の変更登記を行っていないかった。
財務諸表	イ 「財務諸表に対する注記」において、固定資産の減価償却方法の一部を記載していないかった。 ウ 「附属明細書」を作成していないかった。
経理事務	エ 備品購入の手続において、契約伺いに記載すべき内容の一部を記載していないかった。 オ 備品購入の手続において、履行確認を記録していないかった。

所管部局に対する意見

(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。

講じた措置

〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕

(1)

項目	内容
理事等の変更登記	ア 令和2年6月30日の理事長改選結果は、令和2年7月前半に登記を行う見込みです。今後も事務処理をより一層速やかに行い、期間内の14日以内に変更登記を行うよう努めます。[A]
財務諸表	イ 平成30年度決算において、什器備品については減価償却方法を記載していましたが、建物付属設備については記載しておりませんでした。令和元年度決算においてはこの二つの項目を「減価償却資産」として一つの項目にまとめ、償却方法を記載しました。[A] ウ 「財務諸表に対する注記」において、その内容が記載されているため、令和元年度決算においては附属明細書作成の上、「財務諸表の注記に記載」と文言を明記し、補足をつけました。[A]
経理事務	エ 三重県出納局の「契約事務の手引」を参考に記載事項を追記しました。以降の事務処理は適正に行っています。[A] オ 三重県会計規則の「履行確認書」を参考にし、記録を取るようになりました。今後も適正に処理するよう努めます。[A]

〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕

(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項については、適切に処理するよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるよう必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導、助言等を行います。[A]

部局名	地域連携部	団体名	伊勢鉄道株式会社
補助金等名	鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項目	内 容		
未収金	ア 土地貸付料の未収金があった。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
(3) 交付要領において、適用する関係要綱の条項を誤って記載していたので、交付要領を改正されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項目	内 容		
未収金	ア 土地貸付料の未収を防ぐため、請求一覧表と入金状況を対照し、入金漏れがないか確認しています（平成30年7月以降実施）。 指摘を受けた物件については令和元年10月25日に破産手続廃止の決定を受け、令和元年12月31日付で貸倒損失処理を行っています。[A]		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体の事務処理に関し、改善を要する事項について適切に処理するよう指導し、指摘のあった事項については解消されました。今後も適切な事務処理が行われるよう必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導、助言等を行います。[A]			
(3) 令和2年6月に「三重県鉄道軌道安全輸送設備等整備事業費補助金交付要領」を改正し、適用する関係要綱の条項の記載を修正しました。[A]			

部局名	農林水産部	団体名	公益財団法人三重県農林水産支援センター								
補助金等名	①農地中間管理機構事業費補助金、②公益財団法人三重県農林水産支援センター業務推進事業費補助金、③農用地利用集積特別対策事業費補助金（担い手経営発展支援事業）、④青年農業者就農支援事業費補助金、⑤就農支援資金貸付金										
監査結果及び意見											
<p>(1) 第3期中期計画（平成27～30年度）において、農地中間管理事業による農地の担い手集積面積など3項目の数値目標を定めているが、いずれも未達成であった。 第4期中期計画（令和元～5年度）においては、事業の周知や関係機関との連携を強化することなどにより、目標の達成に努められたい。</p> <p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>ア 貸付金の償還金等の未収金があった。⑤</td> </tr> <tr> <td>未収金</td> <td>イ 農業用機械のリース料の未収金があった。</td> </tr> <tr> <td>経理事務</td> <td>ウ コピー機のリース契約において、履行確認を記録していなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				項目	内容	補助金等事務	ア 貸付金の償還金等の未収金があった。⑤	未収金	イ 農業用機械のリース料の未収金があった。	経理事務	ウ コピー機のリース契約において、履行確認を記録していなかった。
項目	内容										
補助金等事務	ア 貸付金の償還金等の未収金があった。⑤										
未収金	イ 農業用機械のリース料の未収金があった。										
経理事務	ウ コピー機のリース契約において、履行確認を記録していなかった。										
所管部局に対する意見											
<p>(3) 第3期中期計画における数値目標がいずれも未達成であったので、第4期中期計画においては、事業の周知や関係機関との連携を強化することなどにより、団体が目標を達成できるよう、指導・助言等を行われたい。</p> <p>(4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>											
講じた措置											
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 平成30年度は、第3期中期計画（平成27～30年度）で設定した3項目の目標達成に向け、県の指導のもと、関係機関、市町等と連携し事業を推進したにもかかわらず、就業・就職をサポートした者の数は目標を下回りました。農地中間管理事業では、関係機関との連携による地域説明会や農業委員会に設置された農地利用最適化推進委員への研修会の開催のほか、出し手と受け手のマッチングなどに取り組んだものの、中間管理事業の累積面積は目標の58%になりました。</p> <p>また、安心食材表示制度の認定件数についても、生産者の経営環境の変化などによる更新件数の減少から目標を下回りました。</p> <p>令和元年度からの第4期中期計画においても、県の指導のもと、それぞれの課題の抽出や分析等を行いながら、関係機関、市町等と連携し、適切な対応策の実施に努めています。特に、農地中間管理事業については、県の農地中間管理事業推進チームとともに農業者や集落等への啓発をはじめ、市町等への協力依頼や、農地利用の最適化などに取り組む農地利用最適化推進委員等との連携強化に努めており、担い手への農地集積・集約化に取り組んでいます。B2</p> <p>(2)</p>											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>ア 就農支援資金貸付金の収入未済について、平成30年度末に4件、1,900千円あり、令和元年度には1件から240千円を回収しましたが、2件からは新たに370千円の未収金が発生し、令和元年度末で4件、2,030千円の未収金が残っています。 債務者の経営状況等を把握しながら、分割納付、文書通知や電話による督</td> </tr> </tbody> </table>				項目	内容	補助金等事務	ア 就農支援資金貸付金の収入未済について、平成30年度末に4件、1,900千円あり、令和元年度には1件から240千円を回収しましたが、2件からは新たに370千円の未収金が発生し、令和元年度末で4件、2,030千円の未収金が残っています。 債務者の経営状況等を把握しながら、分割納付、文書通知や電話による督				
項目	内容										
補助金等事務	ア 就農支援資金貸付金の収入未済について、平成30年度末に4件、1,900千円あり、令和元年度には1件から240千円を回収しましたが、2件からは新たに370千円の未収金が発生し、令和元年度末で4件、2,030千円の未収金が残っています。 債務者の経営状況等を把握しながら、分割納付、文書通知や電話による督										

	<p>促、必要に応じ個別面談等を行っており、今後も引き続き県関係機関の協力のもと債権回収を進めます。</p> <p>なお、債権回収が進まない場合は法的措置も視野に入れ、収入未済の解消に努めます。B 2</p>
未収金	<p>イ 農業用機械のリース料の未収金については、平成 19 年に 5,252,400 円で契約したところ、平成 23 年から未収が発生しました。このため、分割納付の実施、電話連絡や面談によって定期的に督促を行い、平成 29 年度末には未収金額が 715,575 円まで減少し、令和元年度に 100,000 円の支払いがあったことにより、未収金残高は 615,575 円となりました。督促を継続した結果、相手方に支払い意思があることが確認でき、また支払い実績もあり、今後も引き続き鋭意督促を継続し、未収金の減少に努めてまいります。</p> <p>B 1</p>
経理事務	<p>ウ 令和 2 年 1 月以降は、リース事業者と連絡を取り合い、センターとしても数値を確認し、履行確認するようにしています。A</p>
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(3) 目標達成に向け、関係機関と連携し、就業・就職希望者へのサポートについては、農林漁業の新規就農者を取り巻く環境の変化に対応できるよう、新たな事業展開に係る企画などへの助言、必要な情報提供などに取り組んでいます。農地中間管理事業による農地の担い手への集積面積については、県の農地中間管理事業推進チームとともに、農業者等へのPR、重点地区・集落における事業促進などに取り組んでいます。B 2</p> <p>(4) 団体の事務処理に関し、改善を要する事項について適切に処理するよう指導しました。その結果、すぐに実施可能な経理事務に係る事項については改善が行われました。</p> <p>今後も適切な事務処理が行われるよう、必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導・助言等を行います。</p> <p>なお、未収金については、可能な範囲で債務者の経営上等に係る情報提供を行うとともに、必要に応じて「三重県債権管理マニュアル」に準じた対応を進めるよう指導していきます。B 1</p>	

部局名	農林水産部	団体名	株式会社三重県松阪食肉公社
補助金等名	県産食肉安定供給施設支援事業費補助金		
監査結果及び意見			
<p>(1) 平成 30 年度決算における純損益は約 2,356 万円の赤字となっており、29 年度に比べ約 1,663 万円改善しているものの、27 年度から 4 期連続の赤字である。</p> <p>また、中期経営改善計画（平成 30 年度～令和 2 年度）を策定し、事業年度ごとに計画値を定めて進捗管理をしているが、平成 30 年度は 18 項目中、牛のと畜頭数など 7 項目が未達成となっている。</p> <p>安定的な経営基盤を確立するため、引き続き、中期経営改善計画の着実な推進を図るとともに、収支の改善に積極的に取り組み、経営の健全化に努められたい。</p>			
所管部局に対する意見			
<p>(2) 平成 27 年度以降 4 期連続で純損益が赤字となっていることから、中期経営改善計画の達成に向け指導・助言等を行うとともに、安定的な経営基盤を確立し経営の健全化が図られるよう助言等を行われたい。</p>			
講じた措置			
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 令和元年度決算は、豚と畜頭数の増加により収入は増加しましたが、HACCP 導入に伴う施設の改修、消耗品費の増加などがあったことから、純損益は 16,228 千円の赤字となり、前年度から改善はしたものの 5 期連続の赤字となりました。</p> <p>中期経営改善計画に対しては、目標達成に向けて利用者への啓発、経費の削減等に努めましたが、平成 30 年度と同じく、7 項目で未達成となりました。主要事業であると畜頭数については、生産者団体への出荷要請及び、と畜技術の向上に努め、豚のと畜頭数は平成 30 年度を約 14%上回りました（平成 30 年度：74,853 頭 令和元年度：85,378 頭）が、牛のと畜頭数は全国的な出荷頭数の減少の影響を受けて約 3%減少し、目標を達成できませんでした。</p> <p>今後も中期経営改善計画の達成、及び経営の健全化を図るため、引き続き、同様の取組を継続し、と畜頭数及び松阪牛ネットオークション上場頭数の確保を図るとともに、と畜営業日を集約する等し、経費の削減にも取り組んでいきます。B1</p>			
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 中期経営改善計画の達成に向けて、と畜頭数の確保や豚格落率の低減を図るため、衛生管理の徹底や作業環境の改善の取組である HACCP の取得に対して必要な助言を行ったほか、安定的な経営基盤を確立し、経営の健全化が図れるよう、施設整備検討委員会行政部会の関係 17 市町と連携し、施設運営に対する支援を行いました。B1</p>			

部局名	農林水産部	団体名	一般社団法人三重県畜産協会
補助金等名	畜産振興事業費補助金		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項目	内容		
理事等の変更登記	ア 法律に定める期間内に理事等の変更登記を行っていなかった。		
貸借対照表の公告	イ 定款に定める方法で貸借対照表の公告を行っていなかった。		
備品管理	ウ 経理規程に定める備品台帳を作成しておらず、現物との照合も行っていなかった。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
(3) 仕入れに係る消費税相当額がある場合の取扱について、交付要領等に定めていないので、規定を整備のうえ、補助事業者に明示するとともに、報告書の提出を求められたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項目	内容		
理事等の変更登記	ア 適正な事務処理が行われるよう、改めて職員には法律の遵守について周知・徹底を図いました。平成30年10月以降の事務処理は、適正に行われています。[A]		
貸借対照表の公告	イ 貸借対照表の公告を、指摘後速やかに行いました。今後は適正な事務処理を行うよう努めます。[A]		
備品管理	ウ 備品台帳の作成を速やかに行い、作成後現物との照合も行いました。[A]		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体の事務処理に関し、改善を要する事項について適切に処理するよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるよう、引き続き指導、助言等を行います。[A]			
(3) 令和元年12月に「畜産課関係補助金等交付要領」を改正し、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の様式を定めました。令和元年度の報告書については確定申告後に速やかに提出するよう求めました。[A]			

監査結果に基づき講じた措置〔公の施設関係〕

部局名	県土整備部	団体名	三重県森林組合連合会
公の施設名	県営都市公園鈴鹿青少年の森		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項目	内容		
再委託の承認	ア 基本協定書に定める県の事前承認を受けずに指定管理業務の一部を第三者に委託していた。		
個人情報保護	イ 基本協定書に定める個人情報の作業従事者の変更について、あらかじめ県に報告していなかった。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕			
(1)			
項目	内容		
再委託の承認	ア 令和元年度分は改めて令和元年12月6日に申請し、同年12月10日付けで承認を得ました。令和2年度分は令和2年4月1日及び4月3日付けで申請し承認を得ました。[A]		
個人情報保護	イ 令和2年4月1日に指定管理者の組織改正に伴い、作業従事者の変更がありましたので、同日付けで県に報告を行いました。[A]		
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕			
(2) 団体の会計事務等における改善を要する事項について適正に処理するよう指導しました。また、「指定管理者制度に関する取扱要綱」第24条及び「基本協定書」第29条第2項に基づくモニタリング調査に、指摘事項に関する業務の適正な実施を確認する項目を令和元年度分から新たに盛り込みました。今後、適正な事務処理が行われるよう定期的に状況確認を行うとともに、引き続き指導・助言等を行います。[A]			

部局名	県土整備部	団体名	サンシャインパークGM
公の施設名	県営都市公園亀山サンシャインパーク		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項目	内容		
事業報告書	ア 基本協定書に定める事業報告書を期限内に提出していなかった。		
再委託の承認	イ 基本協定書に定める県の事前承認を受けずに指定管理業務の一部を第三者に委託していた。		
決算書類	ウ 基本協定書に定める決算書類を期限内に提出していなかった。		
管理文書	エ 文書整理保存要領に定める件名目録等を作成していなかった。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項目	内容		
事業報告書	ア 令和元年度の事業報告書を基本協定書に定める令和2年4月30日までに提出しました。[A]		
再委託の承認	イ 令和元年度分は改めて令和元年12月3日に申請し、同年12月10日付けで承認を得ました。令和2年度分は令和2年4月1日付けで申請し承認を得ました。[A]		
決算書類	ウ 令和元年11月18日までに提出すべき決算書類を提出していなかったため、令和2年1月20日に提出しました。[A]		
管理文書	エ 令和元年度の件名目録等を作成しました。[A]		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体の会計事務等における改善を要する事項について適正に処理するよう指導しました。また、「指定管理者制度に関する取扱要綱」第24条及び「基本協定書」第29条第2項に基づくモニタリング調査に、指摘事項に関する業務の適正な実施を確認する項目を令和元年度分から新たに盛り込みました。今後、適正な事務処理が行われるよう定期的に状況確認を行うとともに、引き続き指導・助言等を行います。[A]			

部局名	病院事業庁	団体名	公益社団法人地域医療振興協会				
公の施設名	三重県立志摩病院						
補助金等名	①経営基盤強化交付金、②志摩病院運転資金貸付金						
監査結果及び意見							
<p>(1) 中期経営計画（平成 29 年度～令和 2 年度）に定める数値目標について、平成 30 年度は 5 項目すべてが未達成となっているので、地域のニーズに応え、診療体制の充実を図ることなどにより、目標の達成に努められたい。</p> <p>(2) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約方法</td> <td>ア 業務委託契約の日付が、決裁日より遡った日付になっていた。</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	契約方法	ア 業務委託契約の日付が、決裁日より遡った日付になっていた。
項 目	内 容						
契約方法	ア 業務委託契約の日付が、決裁日より遡った日付になっていた。						
所管部局に対する意見							
<p>(3) 中期経営計画に定める数値目標がすべて未達成なので、目標が達成できるよう、指導、助言等を行われたい。</p> <p>(4) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1) 令和元年度においても中期経営計画に定める数値目標は、達成できていませんが、志摩病院の診療機能については、内科医及び救急・総合診療医の段階的な増員や小児科、皮膚科、産婦人科での常勤医配置、内科系救急の 24 時間 365 日の受入れ、回復期機能である地域包括ケア病棟（72 床）の運用などにより、着実に回復・充実を図っているところです。また、志摩地域の中核病院としての機能に加え、災害拠点病院や地域医療支援病院、へき地医療拠点病院としての役割も果たしています。</p> <p>今後も、診療機能の回復・充実を図りながら、引き続き、成果目標の達成に向けた取組を進め、地域の中核病院としての役割・機能を果たしていきます。 B 2</p> <p>(2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>契約方法</td> <td>ア 令和元年 12 月に、職員に対して、契約方法等事務処理の適正化について周知・徹底を図りました。 令和元年度以降の事務処理は、適正に行っています。 A</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	契約方法	ア 令和元年 12 月に、職員に対して、契約方法等事務処理の適正化について周知・徹底を図りました。 令和元年度以降の事務処理は、適正に行っています。 A
項 目	内 容						
契約方法	ア 令和元年 12 月に、職員に対して、契約方法等事務処理の適正化について周知・徹底を図りました。 令和元年度以降の事務処理は、適正に行っています。 A						
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(3) 指定管理者に対して実施している業務聴取（月 1 回）等において、管理業務の実施状況を詳細に把握しながら、基本協定や当該年度の業務計画で定めた取組の着実な推進を要請するとともに、病院運営における諸課題の共有、その対応等についての協議（意見交換）を実施しているところです。また、病院事業庁と指定管理者の代表者等で構成する志摩病院管理運営協議会（年 2 回）において、病院の管理運営状況や今後の取組方針等に係る確認・共有を図っているところです。</p> <p>引き続き、指定管理者と緊密に連携し、目標数値の達成に向けた取組を進めていきます。 B 2</p> <p>(4) 団体の会計事務等に係る事務処理上改善を要する事項については、適切な事務処理を行うよう指導しました。今後も業務聴取などのさまざまな機会を捉えて指導を行っていきます。 A</p>							

部局名	教育委員会	団体名	有限会社熊野市観光公社
公の施設名	三重県立熊野少年自然の家		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
項目	内容		
再委託の承認	ア 基本協定書に定める県の事前承認を受けずに指定管理業務の一部を第三者に委託していた。		
個人情報保護	イ 基本協定書に定める個人情報保護責任者及び作業従事者の書面による県への報告を行っていなかった。		
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
(3) 団体所有の備品が、県有管理備品として年度協定書に記載されていたので、今後、適正な事務処理を行われたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
項目	内容		
再委託の承認	ア 再委託の承認については、監査終了後、書面による提出を行いました。今後は再委託を行う場合は事前に承認を受けてから、契約事務を行います。 A		
個人情報保護	イ 個人情報の取り扱いについて、監査終了後個人情報保護責任者及び作業従事者の書面による報告を行いました。今後は、基本協定に定める個人情報の取り扱いについて報告を徹底します。A		
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体の事務処理に関し、改善を要する事項について適切に処理するよう指導し、申請漏れがないようチェックリストを作成しました。 今後も適切な事務処理が行われるよう必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導、助言等を行います。A			
(3) 管理備品については、監査終了後、適正な備品台帳を整備し、指定管理者と共有を行いました。令和2年度の年度協定書は、備品台帳を指定管理者と確認し、協定を締結しました。A			

監査結果に基づき講じた措置〔補助金等関係〕

部局名	医療保健部	団体名	医療法人財団青木会				
補助金等名	①救急医療体制人材確保緊急支援事業補助金、②三重県病院内保育所運営費補助金、③回復期病床転換事業補助金、④三重県新人看護職員研修事業費補助金						
補助対象名	青木記念病院						
監査結果及び意見							
<p>(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>ア 実績報告において、必要書類の竣工検査書の写しを提出していなかった。 ③</td> </tr> </tbody> </table>				項目	内容	補助金等事務	ア 実績報告において、必要書類の竣工検査書の写しを提出していなかった。 ③
項目	内容						
補助金等事務	ア 実績報告において、必要書類の竣工検査書の写しを提出していなかった。 ③						
所管部局に対する意見							
<p>(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。③</p> <p>(3) 実績報告において、必要書類の竣工検査書の写しを徴取せずに、補助金の額の確定を行っていたので、交付要領に基づき適正な事務処理を行われたい。③</p> <p>(4) 交付決定通知書（指令書）において、交付決定先の団体の名称を誤って記載していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。①</p>							
講じた措置							
〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕							
(1)							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>ア 竣工検査書の写しについては令和元年12月2日に提出しました。今後とも県の交付要領に基づき、適切に処理します。A</td> </tr> </tbody> </table>				項目	内容	補助金等事務	ア 竣工検査書の写しについては令和元年12月2日に提出しました。今後とも県の交付要領に基づき、適切に処理します。A
項目	内容						
補助金等事務	ア 竣工検査書の写しについては令和元年12月2日に提出しました。今後とも県の交付要領に基づき、適切に処理します。A						
〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕							
<p>(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項については、適切に処理するよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるよう必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導、助言等を行います。A</p> <p>(3) 補助事業者から令和元年12月2日に竣工検査書の写しの提出を受け、補助金の額に影響がないことを確認しました。本補助金は、令和2年度から「病床機能分化推進基盤事業補助金」としてリニューアルし、補助金交付要領も全面改正していますが、引き続き、実績報告において、補助事業が適正に完了し、補助対象経費が確定できるかどうかを、必要書類や現地確認も組み合わせながら確認するなど、適正な事務処理に努めます。A</p> <p>(4) 交付申請書に記載された名称をよく確認し、かかることのないよう適正な事務処理に努めます。A</p>							

部局名	医療保健部	団体名	社会福祉法人三重豊生会
補助金等名	①軽費老人ホーム運営費補助金、②高齢者福祉施設整備費借入金利子補給補助金		
補助対象名	ケアハウス伊勢度会彩幸		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
	項 目	内 容	
	補助金等事務	ア 実績報告書を交付要領に基づき通知した期限内に提出していなかった。 ②	
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。②			
(3) 交付申請の取下げについて、交付要領と異なる期限を交付決定通知書で定めていたので、交付要領に定める期限を通知されたい。②			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
	項 目	内 容	
	補助金等事務	ア 令和元年度の実績報告については、交付要領に基づき通知された期限内に提出しました。A	
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体の事務処理における改善を要する事項については、適切に処理するよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるように必要に応じて指導、助言を行います。A			
(3) 令和元年度は、交付申請の取下げ期限を交付要領に定められた期限に是正することについて令和元年12月に団体に説明しました。 なお、当該補助金については令和2年度に廃止になりました。A			

部局名	医療保健部、子ども・福祉部	団体名	社会福祉法人三重県社会福祉協議会
補助金等名	①社会福祉研修センター事業費補助金、②福祉活動指導員設置費補助金、③生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、④保育士修学資金等貸付事業費補助金		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
	項 目	内 容	
	補助金等事務	ア 状況報告書を交付要領に定める期限内に提出していなかった。① イ 実績報告において、補助対象経費の計上誤りがあった。(補助金の確定額に影響はない。)②	
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。①、②			
(3) 実績報告において、補助対象経費の計上誤りがあったが、内容を十分に確認することなく処理していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。②			
(4) 仕入れに係る消費税相当額がある場合の取扱について、交付要領等に定めていないので、規定を整備のうえ、補助事業者に明示するとともに、報告書の提出を求められたい。①			
(5) 交付要領において、変更交付申請書の提出時期を別途定めることとしているが、定めていないので、期限を定め補助事業者に明示されたい。④			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
	項 目	内 容	
	補助金等事務	ア 令和元年度の状況報告書は、期限内(令和元年10月8日)に提出しています。【A】 イ 適切な事務処理が行われるよう、会議で職員に周知・徹底を図りました。【A】	
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体の事務処理に関し、改善を要する事項について適切に処理するよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるよう必要に応じて状況確認を行うとともに、引き続き指導、助言等を行います。【医療保健部】【A】 事務処理について、補助金交付要綱等を確認し、適切に処理するよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるよう、引き続き指導、助言を行います。【子ども・福祉部】【A】			
(3) 団体に対して、適切な事務処理を行うとともに、書類作成にあたっては正確に記載するよう指導するほか、実績報告の受理については、複数の職員による実効のあるチェック機能の確保に努めます。【子ども・福祉部】【A】			
(4) 令和2年3月に「社会福祉研修センター事業費補助金」の交付要領を改正し、仕入れに係る消費税相当額がある場合の取扱について定め(令和元年度の補助金から適用)、補助事業者に通知しました。【医療保健部】【A】			
(5) 令和2年度の事業実施にあたっては、交付決定通知に変更交付申請書の提出時期を明記します。今後も同様に処理します。【子ども・福祉部】【A】			

部局名	環境生活部	団体名	学校法人津田学園				
補助金等名	①私立幼稚園等振興補助金、②私立幼稚園等心身障がい児助成事業補助金、③私立高等学校等振興補助金、④私立高等学校等就学支援金事務費交付金						
補助対象名	津田第一幼稚園、津田第二幼稚園、津田三滝幼稚園、津田桑名幼稚園、津田大山田幼稚園、津田学園小学校、津田学園中学校、津田学園高等学校						
監査結果及び意見							
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>ア 事業状況報告の内容に誤りがあり、補助金を過大に受領していた。③</td> </tr> </tbody> </table>				項目	内容	補助金等事務	ア 事業状況報告の内容に誤りがあり、補助金を過大に受領していた。③
項目	内容						
補助金等事務	ア 事業状況報告の内容に誤りがあり、補助金を過大に受領していた。③						
所管部局に対する意見							
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。③							
(3) 補助金交付額に誤りがあったので、過大交付額（平成 30 年度分 146,000 円）の返還処理を行うとともに、当該団体以外の団体も含め、平成 30 年度以前の交付額について、適正かどうか確認されたい。また、今後、再発防止に努められたい。③							
講じた措置							
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]							
(1)							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>ア 過大に受領していた補助金(平成 30 年度分 146,000 円)については、令和 2 年 3 月 24 日付け額の再確定通知に基づき返還しました。[A]</td> </tr> </tbody> </table>				項目	内容	補助金等事務	ア 過大に受領していた補助金(平成 30 年度分 146,000 円)については、令和 2 年 3 月 24 日付け額の再確定通知に基づき返還しました。[A]
項目	内容						
補助金等事務	ア 過大に受領していた補助金(平成 30 年度分 146,000 円)については、令和 2 年 3 月 24 日付け額の再確定通知に基づき返還しました。[A]						
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]							
(2) 当該団体に対し、誤りが発生した原因を確認し、事務体制を検討するなど、今後の対応を検討するよう、指導を行いました。[A]							
(3) 当該団体を含めたすべての補助対象団体に対して、平成 30 年度以前の交付額について再確認を行った結果、当該団体の他に 1 団体において補助金交付額に誤りがあることが分かりました。このため、過大に補助金を交付していた 2 団体に実績報告書の再提出を求め、それに基づき返還処理を行いました。 三重県私学協会定例理事会において各校の校長に対して情報共有を行い、再発防止のための周知徹底を図りました。また、提出時の記載漏れを無くすため、令和 2 年度より提出様式の改正を行いました。[A]							

部局名	農林水産部	団体名	ヒノキブン株式会社				
補助金等名	合板・製材生産性強化対策事業費補助金（H29 繰越分）						
補助対象名	三重CLT工場						
監査結果及び意見							
<p>(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>ア 補助対象事業に関する収入及び支出の証拠書類の一部を備えていなかった。</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	補助金等事務	ア 補助対象事業に関する収入及び支出の証拠書類の一部を備えていなかった。
項 目	内 容						
補助金等事務	ア 補助対象事業に関する収入及び支出の証拠書類の一部を備えていなかった。						
所管部局に対する意見							
<p>(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。</p>							
講じた措置							
<p>〔「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況〕</p> <p>(1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金等事務</td> <td>ア 補助対象事業に関する収入及び支出の証拠書類について再整備を行いました。A</td> </tr> </tbody> </table>				項 目	内 容	補助金等事務	ア 補助対象事業に関する収入及び支出の証拠書類について再整備を行いました。A
項 目	内 容						
補助金等事務	ア 補助対象事業に関する収入及び支出の証拠書類について再整備を行いました。A						
<p>〔「所管部局に対する意見」について講じた措置〕</p> <p>(2) 当該案件は、県の補助金調査後に行われた事業実施主体から受注者への債務履行について、証拠書類の一部が備えられていなかったものであり、今後は、補助金調査の際に支払義務額が確認できる証拠書類（請求書等）の写しを提出させるとともに、支払い完了後に支払いの事実確認を徹底することとします。A</p>							

部局名	雇用経済部	団体名	三重県職業能力開発協会
補助金等名	技能向上対策費補助金		
監査結果及び意見			
(1) 会計事務等について、下記のとおり事務処理上改善を要する事項があったので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。			
	項 目	内 容	
	補助金等事務	ア 実績報告等において、補助対象経費の計上誤りがあった。(補助金の確定額に影響はない。 イ 実績報告書の提出日付が、決裁日よりも遡った日付になっていた。 ウ 補助対象備品の購入において、履行確認書類を作成していなかった。	
所管部局に対する意見			
(2) 団体の会計事務等について、事務処理上改善を要する事項があったので、今後、適正な処理を行うよう指導されたい。			
(3) 実績報告等において、補助対象経費の計上誤りがあったが、内容を十分に確認することなく処理していたので、今後、適正な事務処理を行われたい。			
(4) 仕入れに係る消費税相当額がある場合の取扱について、交付要領等に定めていないので、規定を整備のうえ、補助事業者に明示するとともに、報告書の提出を求められたい。			
講じた措置			
[「監査結果及び意見」に対する団体の対応状況]			
(1)			
	項 目	内 容	
	補助金等事務	ア 補助対象経費として認められるか否かに疑義がある場合は、県に確認を行うなど、適切に処理を行うよう職員に対し指導を行いました。[A] イ 適正に事務処理を行うよう、職員に対し指導を行いました。[A] ウ 履行確認書類の作成を徹底するよう、職員に対し指導を行いました。[A] ※指摘以降の事務処理は、いずれも適正に行われています。	
[「所管部局に対する意見」について講じた措置]			
(2) 団体の事務処理に関し、改善を要する事項について適切に処理するよう指導しました。今後も適切な事務処理が行われるよう、引き続き指導、助言等を行います。[A]			
(3) 今後は、複数の職員で確認するなど、実績報告書の内容を十分に確認する仕組みづくりを行うとともに、報告書の内容に誤りがある場合は、適宜指導を行います。[A]			
(4) 令和 2 年 6 月 1 日付で交付要領を改正し、仕入れに係る消費税の相当額がある場合の取扱及び報告書の様式を新たに規定しました。 かかる要領を三重県職業能力開発協会に明示した上で、同要領第 10 条の 2 に基づき 6 月 15 日を期限として報告書の提出を求めたところ、同協会から 6 月 15 日付で提出されました。[A]			